

# 平成30年度 第19回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成31年2月13日(水) 午前9時40分から9時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久  
委員 小松哲也  
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 今岡誠一 次長兼任用課長 山添久  
給与課長 吉野一朗 係長 毎野卓実  
係長 湯ノ口修 係長 足立陽子  
係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 平成30年(審)第1号事案に係る裁決について

議案第2号 条例改正に対する本委員会の意見について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

平成30年(審)第1号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

#### <議案第54号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例>

##### 1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員に支給する手当の額の改定等所要の改正を行う。

##### 2 改正の概要

###### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 414,800円(現行 414,300円)

(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 50,800円(現行 50,700円)

イ 宿日直手当について、勤務1回当たりの支給限度額を次のように引き上げる。

区分	現行	改正後
通常の日直	4,200円	4,400円
医師又は歯科医師の日直	20,000円	21,000円
特殊な業務を主とする日直	7,200円	7,400円

(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に100分の150を乗じた額)

- ウ 任期を定めて採用された職員について、昇給を行うものとする。
  - エ 再任用職員等について、単身赴任手当を支給するものとする。
  - オ 通勤のため四輪の自動車を使用し、人事委員会規則で定める駐車場の利用料金を負担することを常例とする職員の通勤手当の額について、最大1,000円を加算するものとする。
- (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、(1)のエと同様の改正を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### 3 条例案に対する当委員会の判断（案）

- (1) 初任給調整手当及び宿日直手当の引上げについては、医師の人材確保等の観点を踏まえて国に準じて手当額を見直すものであり、異議はない。
- (2) 任期付職員の昇給については、平成30年3月27日付総務省自治行政局公務員部長通知「任期付職員の任用等について（以下「総務省通知」という。）」において、任期付職員について正職員と同様に昇給等を実施する必要がある旨の見解が示されたことを踏まえ、任期付職員の昇給等を可能とするものであり、異議はない。
- (3) 再任用職員等に対する単身赴任手当の支給については、今後、再任用職員の採用者数の増加に伴い、一般の職員との権衡上、手当の支給が必要となる者が生じることが想定されること、また、任期付短時間勤務職員については、総務省通知において単身赴任手当を支給対象外とする必要はない旨の見解が示されたことを踏まえ、当該手当を支給できるようにするものであり、異議はない。
- (4) 通勤手当額の加算については、職員の通勤に係る経済的負担の実情等を踏まえ、通勤用自動車の駐車場利用料金の負担が大きい職員について手当額を加算するものであり、異議はない。

## <議案第56号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例>

### 1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

### 2 改正の概要

- (1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会及び社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を加える。
- (2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

### 3 条例案に対する当委員会の判断（案）

必要な派遣先の追加に伴い規定の整備を行うものであり、派遣される職員の派遣先における給与等の勤務条件は、県における場合と同様であることから、異議はない。

## 六 次回人事委員会の開催

平成31年2月26日（火）午前9時40分から開催することとした。